

大阪府立大冠高等学校同窓会会則

- 第1条（名称） 本会は、「冠同空間」と称し、事務局を大阪府立大冠高等学校に置く。
- 第2条（目的） 本会は、会員相互の友誼を篤くし、母校との連絡を図り、母校の教育事業を後援することを目的とする。
- 第3条（会員） 本会員は次の通りとする。
1. 普通会員 : 大阪府立島上高等学校大冠校、
及び大阪府立大冠高等学校の卒業生
 2. 特別会員 : 大阪府立島上高等学校大冠校、
及び大阪府立大冠高等学校の現・旧職員
- 第4条（会費） 普通会員は、会費として5,000円を卒業時に納入する。
- 第5条（役員）
1. 本部役員として、会長・副会長・書記・会計を置く。
本部役員は、総会出席会員の過半数で選出する。
 2. 卒業時、同窓会委員を各クラスより若干名選出する。
同窓会委員より若干名、「幹事」を選出し、本部役員の補佐にあたる。
「幹事」の任期は3年とする。
 3. 大阪府立大冠高等学校の教員、もしくは特別会員のいずれかを助言者とする
- 第6条（総会） 毎年1回、大阪府立大冠高等学校にて総会を開催する。。
- 第7条（改正） この会則の改正は、総会において、出席会員の3分の2以上の賛成により成立する。

- 付則1. この会則は、2009年10月25日より施行する。
平成11年6月6日 施行（1999年6月6日）
平成21年10月25日 改正（2009年10月25日）